



税関業務の概要



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

平成27年10月23日
財務省関税局

1. 税関の使命

税

1. 適正・公平な関税等の徴収

国の重要な“徴収機関”



事前教示制度



通関 (書類審査)



輸入事後調査

関

2. 水際における国民の安全・安心の確保

法令で規制されている“モノ”の出入りを取締 (いわゆる、水際取締)



社会悪物品の密輸阻止



知的財産侵害物品の輸入差止

3. 貿易の円滑化
迅速通関 など



国際物流の迅速化



輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)



AEO制度の導入等 各種制度改正

2. 輸出通関の流れ

輸出通関

輸出申告

平成23年10月より貨物を保税地域等へ搬入する前に輸出申告が可能となった。

貨物を 保税地域等へ搬入

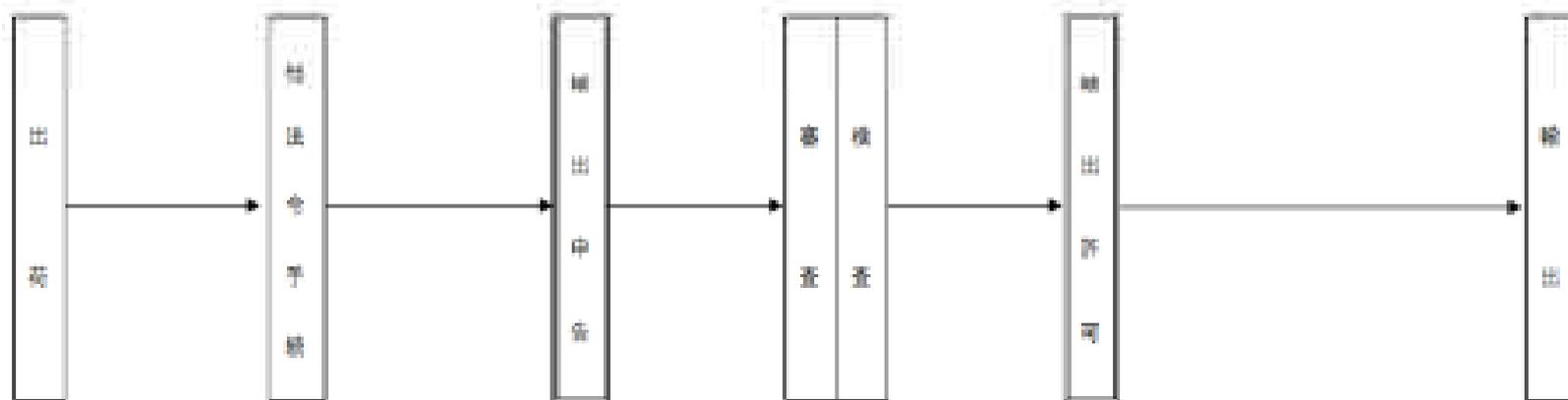
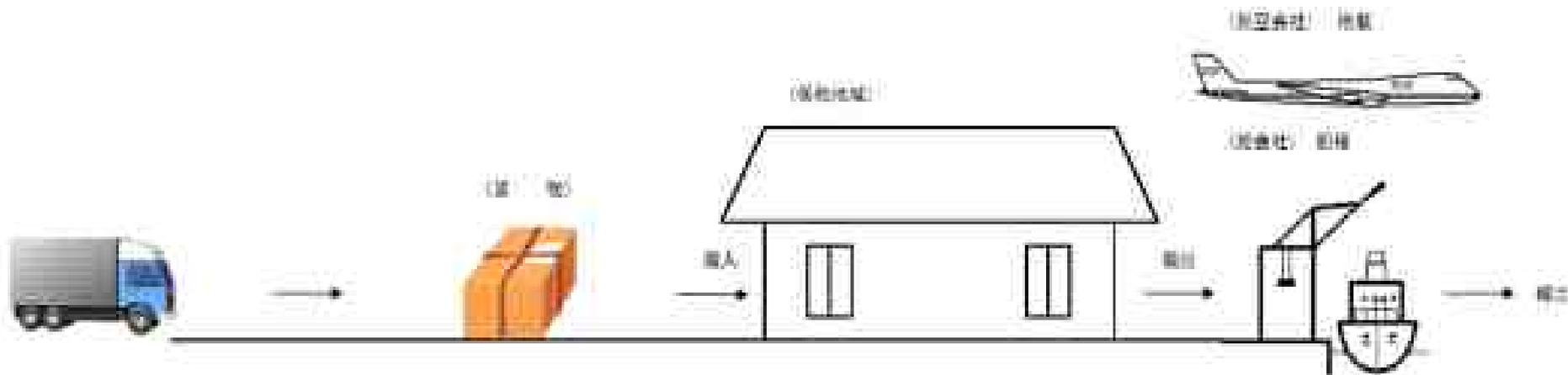
申告内容の 審査及び必要な検査

輸出の許可

貨物を 保税地域等から搬出

輸出の許可を受けた貨物を船積み

2. 輸出通関の流れ



関税関係法令以外の法令の確認の例

- ・外為法……………精密機器、産業廃棄物等
(経済産業省)
- ・植物防疫法……………野菜、果実等
(農林水産省)
- ・道路運送車両法……………中古自動車
(国土交通省)

3. 輸入通関の流れ

輸入通関

外国貿易船等が本邦に到着

外国貨物を外国貿易船等から船卸し

外国貨物を保税地域等へ搬入

輸入(納税)申告

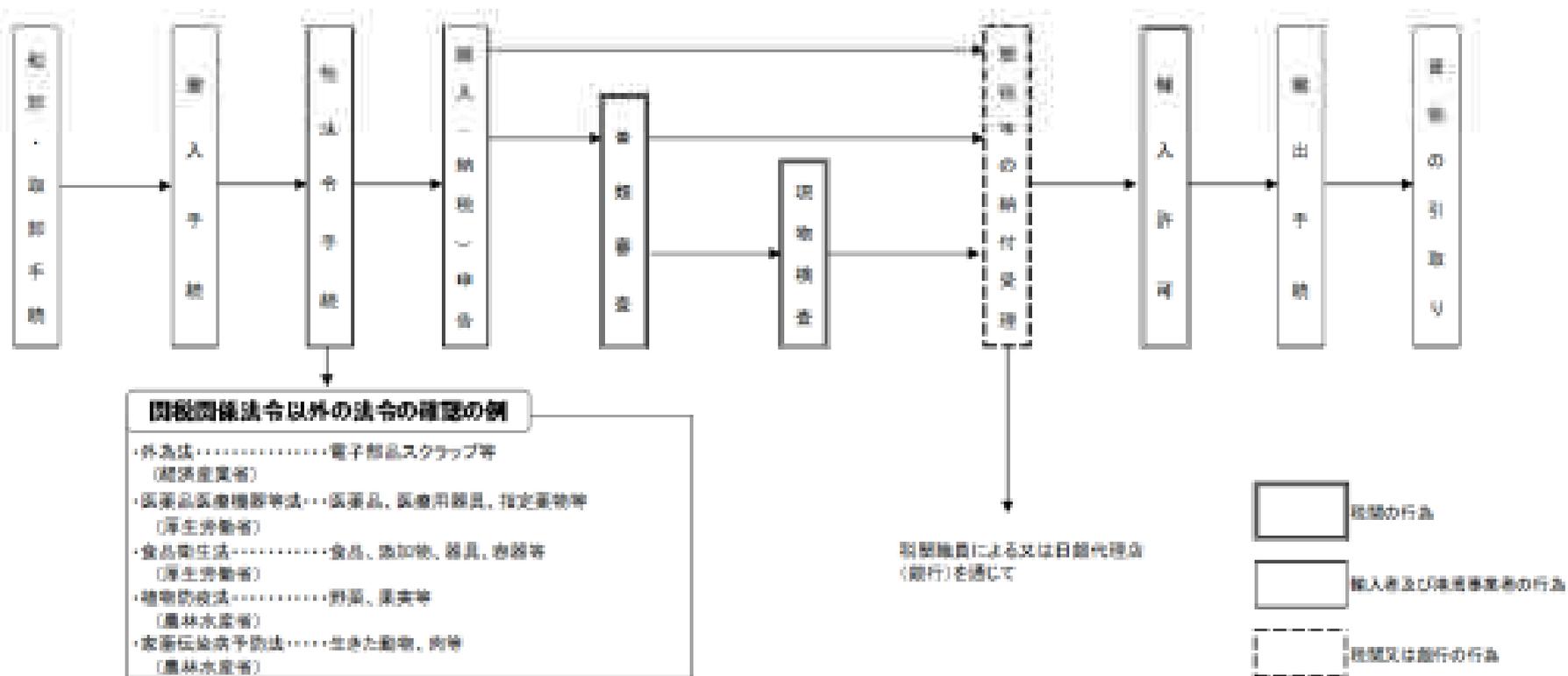
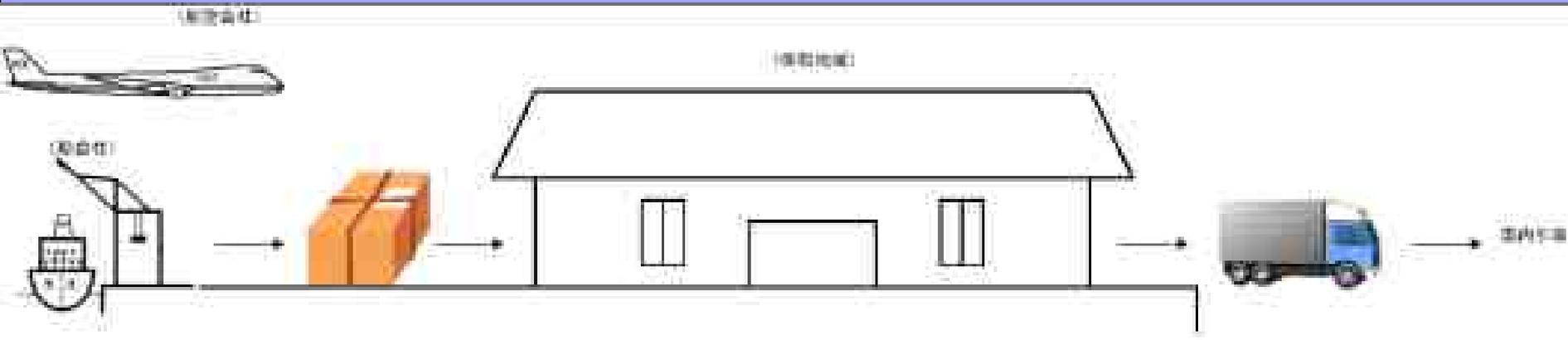
申告内容の審査及び必要な検査

納税

輸入の許可

輸入許可を受けた貨物の引取り

3. 輸入通関の流れ



4 . 関税法の関連規定

(輸出又は輸入の許可)

第67条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（中略）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(証明又は確認)

第70条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、法第67条（輸出又は輸入の許可）の検査その他の輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第1項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可をしない。

5. 輸出入の審査・許可

【輸出】

輸出申告が適法にされ、書類の審査・貨物の現品検査の結果、書類と貨物の同一性が確認されること。

「輸出してはならない貨物（法第69条の2第1項）」に該当する貨物でないこと。

法第70条第1項及び第2項（証明又は確認）の規定に基づき、その輸出について、他法令の規定による許可、承認等を受けていること。



許可

【輸入】

輸入申告が適法にされ、書類の審査・貨物の現品検査の結果、書類と貨物の同一性が確認されること。

関税、内国消費税及び地方消費税が納付されていること（法第72条）

「輸入してはならない貨物（法第69条の11第1項）」に該当する貨物でないこと。

法第70条第1項及び第2項（証明又は確認）の規定に基づき、その輸出について、他法令の規定による許可、承認等を受けていること。

原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされていないこと（法第71条）



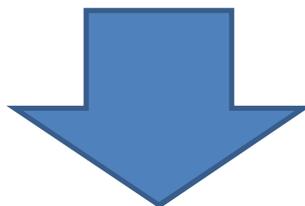
許可

6. 税関と環境省地方環境事務所との連携

税関は輸出入申告の審査において、バーゼル法⁽¹⁾及び廃掃法⁽²⁾に該当する疑いがあると判断した場合は、環境省地方環境事務所に連絡のうえ、地方環境事務所の職員に税関検査の立会いを依頼。

- 1 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

税関がバーゼル法等に該当する疑いがあると判断する端緒
通関関係書類(バンニング写真、事前相談記録書等)に不審な点がある
輸出入申告に係る検査において疑義がある貨物を確認
貨物の搬入場所等の巡回の際に、疑義がある貨物を確認



- ・ 地方環境事務所の職員が税関検査に立会い、バーゼル法及び廃掃法に該当する貨物であるか否かを判断。

7. 税関の審査及び検査における課題(例)

- ・ 地方環境事務所の職員に税関検査の立会いを依頼したが、業務等の都合がつかず、立会えないことがある。
- ・ 事前相談の回答内容が、直ちに事前相談管理システムに反映されないため、回答を受けた日に税関へ輸出申告された場合、税関における審査及び検査の参考にすることができない。
- ・ 事前相談を行った際の内容及び提出書類を、税関側で詳細に把握できない。
- ・ 事前相談時における不審点や疑義情報について、必ずしも税関への共有がなされない。